

神戸総合運動公園における自動販売機による飲料等販売業務の委託事業者選定 入札実施要領（Cゾーン）

公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下、「協会」という）では神戸総合運動公園において神戸市から設置許可を受けた自動販売機による飲料等販売業務の委託事業者（以下「事業者」という。）を入札により選定するため、必要な手続等について定める。

募集概要

1 設置場所

神戸総合運動公園（神戸市須磨区緑台）内のうち、別添図面（別紙1：設置可能区域図）Cゾーン枠内とする。

2 販売品目

缶・ペットボトル飲料とし、利用者の嗜好やニーズにあったものとする。ただし、酒類の販売は行わないこと。

3 設置台数

- (1) 原則として、自動販売機の設置台数は、既存箇所の5台とするが、±1台までの増減は可能とする。設置場所の変更については、協議の上、決定する。
- (2) 設置個所及び設置する自動販売機については、現状を考慮のうえ事業者の創意工夫による提案を受けるものとし、協議によって定めるものとする。
なお、災害支援型自動販売機1台を指定場所（総合案内所横）に設置すること。
- (3) 新紙幣及び電子マネーなどのキャッシュレス決済に対応した自動販売機の導入を進めること。キャッシュレス決済に対応した自動販売機を2台以上設置すること。
- (4) 集客数や季候等に応じて自動販売機の台数変更を可能とし、品切れを最小限に抑え、利用者の需要にあわせて利便性を向上させること。
- (5) 利用者の嗜好をふまえ、複数メーカーの商品を販売すること。事業者がメーカーである場合、他メーカー商品の販売品目を全体の25%以上とすること。特に、同じ場所に複数台の自動販売機を設置する場合は、同一メーカーのみにならないよう留意すること。

4 販売価格

標準小売価格を上回らないこと。

価格が設定されていない場合は、各製造者の設定している最低価格または市場の状況等を勘案して協会が適当と認めた価格とする。

5 期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

ただし、協会が神戸総合運動公園の指定管理者の指定を取り消された場合、神戸市において公益上その他の必要な場合に設置許可が取り消された場合は、その限りでない。

公募参加者の資格要件

次の1～5の要件をすべて満たす法人は本公募に参加することができる。

- 1 神戸市内に本社または支社・支店・営業所・配送拠点を有する法人であること。
- 2 神戸総合運動公園への供給を担当する事業者の営業所等が管理する飲料の自動販売機台数が300台以上であること(令和7年2月1日現在)
- 3 次の(1)～(3)のいずれにも該当しない者であること
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない
 - (2) 破産者で復権を得ない
 - (3) 国税及び神戸市税の未納がある
- 4 次の(1)～(6)のいずれにも該当しない者(いずれかに該当する者であって、その事実があった後3年間経過した者を含む。)であること
 - (1) 神戸市又は協会が行った競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - (2) 神戸市又は協会が行った競争入札又はせり売りにおいて、落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき
 - (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - (4) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - (5) 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき
 - (6) (1)～(5)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。

設置にあたっての条件

1 設置時の注意事項

(1) 関係機関への届出等

関係機関への届出・申請等が必要な場合は事業者が行うこと。ただし、都市公園内に自動販売機を設置する神戸市への許可申請は協会が行う。

(2) 自動販売機の仕様

ア 環境への配慮

神戸市の制定している「グリーン調達等方針に係る判断基準」に示された、【判断基準】にそった自動販売機を設置すること（別紙2参照）。

詳細は、神戸市のホームページの次の URL に掲載の、「令和6年度グリーン調達等判断基準」（21-10） 213 ページ以降で閲覧できる。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a73498/shise/kekaku/kankyokyoku/green.html>

＊当該基準に適合しているかどうかの確認調査のため、設置機種決定後、所定の「仕様確認書」を提出すること。

イ 美観の考慮

事業者の設置する自動販売機については、都市公園内であることを考慮し、色や表示名称等、事前に必ず協会の承認を得ること。（園内景観にふさわしい自動販売機を設置条件とする）

「この自販機の収益は、神戸総合運動公園の運営や管理の充実のために使われます。」と記載した説明板を設置すること。

ウ 寸法

幅約 1.2m×奥行約 0.8m×高さ約 1.8m（投影面積 1 m²以下とする）を原則とするが、設置の際に協議を行うものとする。

エ 防犯対策

防犯に考慮したものを設置すること。

オ 転倒防止対策

「自動販売機の設置方法」（日本工業規格据付基準）、「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会）を遵守し、転倒防止措置を行うこと。

カ 電気メーターの設置

設置する自動販売機の電気使用量を計測する子メーターを設置すること。設置及び撤去にかかる費用は事業者の負担とする。

(3) 自動販売機の設置作業

設置予定日は、令和7年4月1日とするが、詳細については選定された事業者と協議のうえ決めるものとする。

作業日程については、事前に協会と調整し設置計画書を提出のうえ協会担当者立会いの下で設置作業を行うこと。また、新たな場所での自動販売機の設置については、事前に協会と調整し工事等費用が生じるときは、事業者が負担することとする。

(4) お客様対応窓口等

お客様対応の窓口及び商品補充の連絡先を契約締結時に明らかにすることとし、当該連絡先は通年で対応するものとする。連絡先が変更される場合は、協会にあらかじめ届け出るものとする。

2 日常の維持管理・商品の入替え

(1) 一般的注意事項

- ア 品切れ及び釣り銭切れの状態にならないようにすること。多客時には適正温度の商品を補充できる体制をつくること。
- イ 必要に応じて商品及び釣銭の補充を行うこと。また商品の品質管理は特に注意すること。
- ウ 確実な商品及び金銭管理を行い、盗難等事件発生の際は、事業者が責任を負うとともに当協会に連絡及び警察への届け出を行うこと。
- エ 自動販売機の故障、破損等の際は、事業者の負担で補修、入替え等を行うこと。また、事業者の連絡先を自動販売機に明記し、事業者の責任において対応すること。
- オ 自動販売機の清掃等日頃の維持管理を十分に行うこと。
- カ 搬入車両の経路、制限速度について協会の指示に従うこと。
- キ 商品補充等の際に、来園者の利用に影響が生じないように、十分に配慮すること。

(2) ごみ箱の設置・ごみの回収

協会が必要に応じて設置し、回収を行う。

3 経費の負担

(1) 納付金

この応募に際して応募者から提案のあった納付金額（年額）に消費税を加算した金額を協会に納付するものとする。イベント開催時など多客時には、氷入りボックス（「どぶづけ」）による販売を行うことができるものとする。この場合の納付金については、その都度、協議して決定する。

また「募集概要3」に定めた設置台数を超えて自販機を設置する場合は、増分に関する納付金は別途協議するものとする。

(2) 光熱水費

自動販売機の稼働に使用した電気使用料については、協会が算定した使用料に消費税を加算して支払うこと（実費）。電気使用料算定式は 次のとおりとする。

$$\text{総合運動公園電気使用料金} \times \frac{\text{自動販売機の電気使用量の合計}}{\text{総合運動公園全体の電気使用量}}$$

(3) 納付方法

前月までの納付金（年間納付金額の1/2）・光熱水費の合計に相当する金額を協会の請求に基づき、下記に定める時期に納付することとする。

納付金・光熱水費	定める納期日
4月・5月分	7月 末日
6月・7月分	9月 末日
8月・9月分	12月 末日
10月・11月分	1月 末日
12月・1月分	3月 末日
2月・3月分	5月 末日

なお、納期日が日曜日にあたる場合は翌日とする。詳細は、協議のうえ契約書に記載するものとする。

4 機械の機種変更

設置後に生じた事情の変更、または売上状況等により、大幅な販売品目の変更や機種変更がある場合には、あらかじめ協会と協議を行うこととする。なお、機種変更に要する費用は事業者が負担するものとする。

5 契約終了後の原状回復義務

契約期間満了または契約解除により、機械を撤去する際は事業者の費用負担で原状に回復することとする。

これにかかわらず、協会が原状回復を行う場合は原状回復に要した費用を事業者が負担するものとする。

6 業務報告

納付金・光熱水費の納付にあわせて自動販売機ごとの売上本数、売上金額を報告すること。

7 当事業に関するリスク分担は別紙3のとおりとする。

公募手続き・設置業者の選定

1 入札から事業者決定までの手続きについて

(1) 入札実施要領の配布

入札参加希望者は、入札実施要領を協会のホームページからダウンロードして入手すること。

配布期間は、令和7年1月24日（金曜）より令和7年2月20日（木曜）

（2）入札参加申込

入札参加希望者は、下記の提出書類に必要事項を記入、押印のうえ、令和7年2月20日（木曜）17時までに協会本部（神戸市須磨区緑台 神戸総合運動公園管理センター2階）あて持参又は特定記録郵便により提出すること。持参の場合の受付は、土日祝日を除く9時～17時とする。

<提出書類>

① 入札参加申込書兼誓約書（様式1）

（落札後の契約権限のある名義で申し込むこと。印鑑証明書のとおりに記載し、実印を押印すること）

② 印鑑証明書

③ 登記事項証明書[履歴事項全部証明書]

④ 国税及び神戸市税の滞納がないことの証明書

⑤ 委任状（様式2）

（代理人による入札及び契約手続きを希望する場合のみ提出。入札参加申込書兼誓約書のとおりに記載し、実印を押印すること。）

⑥ 役員等名簿（様式3）

⑦ 神戸市内に設置した自動販売機の設置実績（様式任意）

提出書類に不備や不足があった場合は、入札に参加できない場合があるので提出前に十分に内容の確認を行うこと。なお、提出書類は返却しない。

2 質問について

入札参加希望者は、下記のとおり質問を行うことができる。

（1）受付期間 令和7年1月31日（金曜）17時まで

（2）質問の方法 メール、ファックスにて質問を受け付ける。

（様式4）により soumu@kobe-park.or.jp あてにメール送信、又は、078-795-5544 あてにファックス送信し質問すること。

（3）回 答 令和7年2月10日（木曜）までに協会HPにて回答（予定）。

3 入札及び開札

（1）日 時 令和7年2月28日（金曜）午前10時30分

（2）場 所 神戸総合運動公園 管理センター2階会議室

- （3）要 領
- ・入札は、設置場所（ゾーン）ごとに年間納付金額（消費税を含まない）を記載した入札書（様式5）を当日持参又は郵送することとする。
 - ・入札後、ただちに開札を行い、落札者を決定する。
 - ・最も高い金額をもって入札した者を落札者として選定する。なお、下記に定める最低制限価格を上回らない場合は、再入札・再々入札を行い、不調の場合は最高額を提示した応募者と交渉し、合意があれば当該事業者を設置事業者として選定し、随意契約を行うものとする。

また、最高額で同額の入札者が複数あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(4) 入札書

- ・必要事項を記入し、実印（委任する場合は代理人届出印）を押印すること。
- ・金額は、算用数字ではっきりと記入すること。
- ・記載事項を訂正する場合は、必ず二重線により抹消のうえ、実印（委任する場合は代理人届出印）で訂正印を押印すること。
- ・提出は一の設置場所（ゾーン）につき一通のみとする。
- ・所定の要件を満たさない、又はその他記載事項の不明瞭な入札書は無効とする。

(5) 入札結果 ・入札結果は、協会のホームページで公表する。

(6) 最低制限価格

- ・本入札に際し、最低制限価格を設定する。

4 注意事項

(1) 1社につき、納付金見積書の提出は1通のみとする。

※ただし、複数ゾーンへの入札参加の場合、各ゾーンにつき1通。

(2) 納付金見積書に記入する住所・会社等の名称・代表者名は、後日契約を締結する際のものと同じのものにすること。

契約の手続き

1 契約の締結

選定された事業者は、自動販売機による飲料等販売業務の委託契約を協会と締結する。
(令和7年3月予定)

2 契約の期間

令和7年4月1日より令和8年3月31日までとする。

なお、契約期間満了の2か月前までに双方が契約終了の申し出をしない場合は、契約期間満了の翌日から起算してさらに1年間契約を更新するものとする。

ただし、令和12年3月31日を制限とする。

撤去日は、契約期間満了日とするが、詳細については選定された事業者と協議のうえ決めるものとする。

3 選定された事業者は、決定後14日以内に実施計画書として下記の書類を提出すること。

- (1) 配置計画書・設置工程表
- (2) 設置予定機のパンフレット
- (3) 販売予定商品のパンフレット
- (4) 販売予定品目表（様式6）
- (5) 連絡体制・運営体制

4 その他

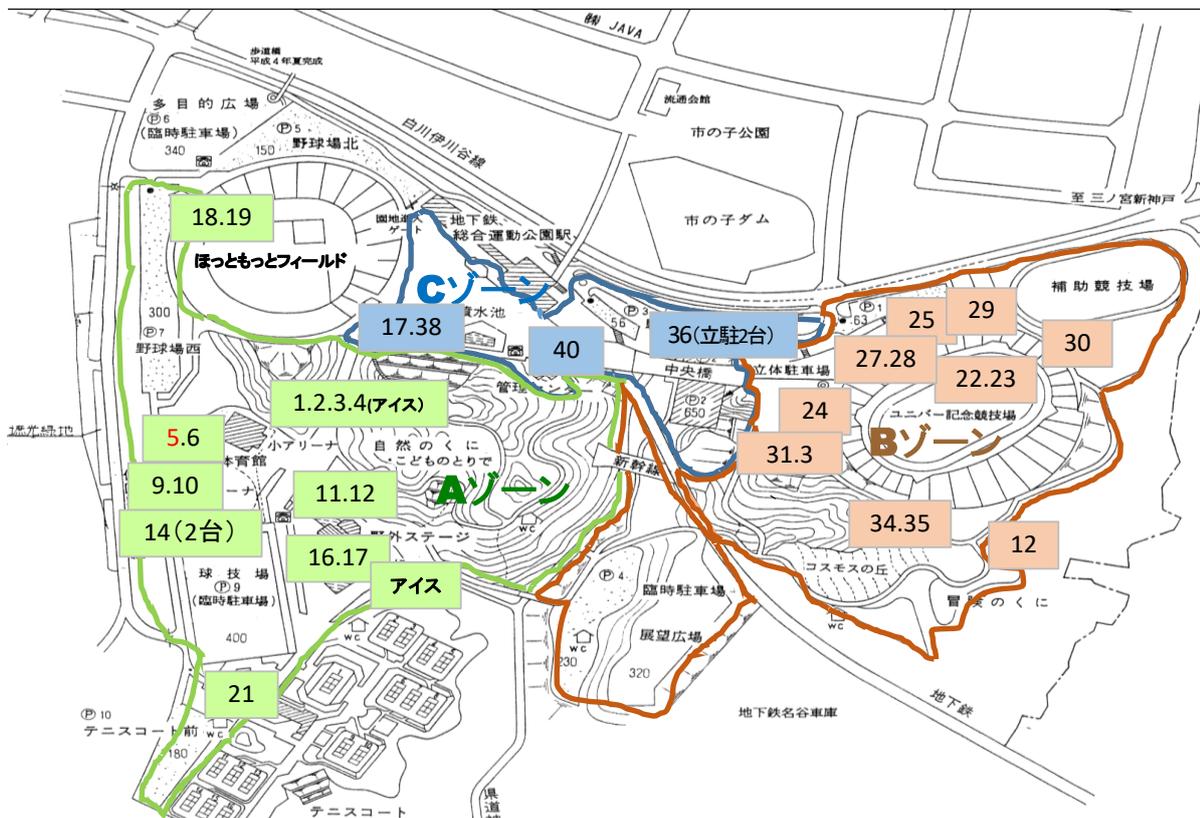
- (1) 選定された者の都合により契約締結にいたらなかった場合、今後5年間協会が行う自動販売機の事業者選定のための入札への参加を認めない。
- (2) 契約締結後、事業者の用途指定違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当が判明した場合には、直ちに契約を解除するとともに契約で定める違約金（年間納付金額相当）を協会に納付するものとする。
- (3) 神戸市の協会に対する自動販売機を設置する許可がなくなったときには、本契約は当然に終了するものとし、協会は損害等の一切の補償を行わない。
- (4) 事業者の事情による契約解除については、協会の定める手続きにより契約を解除する。
- (5) その他、詳細は契約書で定めるものとする。

留意事項

- ・園内イベント開催時には、自動販売機の販売を制限する場合がある。
- ・園内イベント開催時には、主催者が園内で飲料販売を行う場合がある。
- ・協会および園内のイベントでは、協賛品・広告の掲載等積極的に協力すること。
- ・搬入車両についてのルート・走行制限については協会の指示に従うこと。
- ・イベント等により、園内通行の車両に進入不可や進入時間の制限がある。
- ・必ず事前に現地確認を行うこと。現地不確認による責任はすべて応募者が負うものとする。

- 別紙
- 1 設置可能区域図、現行自動販売機設置状況
 - 2 令和6年度神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準
 - 3 リスク分担表
 - 4 【参考資料】自動販売機売上本数

- 様式
- 1 入札参加申込書兼誓約書
 - 2 委任状
 - 3 役員等名簿
 - 4 質問書
 - 5 入札書



既存自動販売機 設置場所

No.	設置場所
1	補助体育館1階トイレ前
2	補助体育館1階トイレ前
3	補助体育館1階トイレ前
4	補助体育館1階トイレ前 (アイス)
5	体育館1階ホール (公募対象外)
6	体育館1階ホール
9	体育館2階正面玄関(Aブロック)
10	体育館2階正面玄関(Aブロック)
14	体育館2階東側通路(GDブロック)
—	体育館2階東側通路(GDブロック)
11	体育館2階西側通路(Gブロック)
12	体育館2階西側通路(Gブロック)
16	水のくに(球技場東)
17	水のくに(球技場東)
—	水のくに(ちゃぶちゃぶ池西側) (アイス)
18	P7駐車場トイレ前
19	P7駐車場トイレ前
21	P10テニスコートトイレ前
合計	既存18台-公募対象外1台=公募17台

No.	設置場所
22	ユニバー記念競技場事務所前
23	ユニバー記念競技場事務所前
24	ユニバー記念競技場(2ブロック・コンコース)
27	ユニバー記念競技場(3ブロック・コンコース)
28	ユニバー記念競技場(3ブロック・コンコース)
25	ユニバー記念競技場(5ブロック・コンコース)
29	ユニバー記念競技場(6ブロック・コンコース)
30	補助競技場更衣室前南
31	ユニバー記念競技場マラソングート前
3	ユニバー記念競技場マラソングート前
12	冒険のくに (トイレ前)
34	コスモスの丘 (砂場前)
35	コスモスの丘 (砂場前)
合計	13台

No.	設置場所
36	立体駐車場6階エレベータ前 6B
—	立体駐車場6階エレベータ前 6A
40	総合案内所横 (災害支援型)
17	駅前広場シェードガーデン入口前
38	駅前広場シェードガーデン入口前
合計	5台

21-10 自動販売機設置

品 目	判断基準
飲料自動販売機設置	<p>【判断の基準】</p> <p>①缶・ボトル飲料自動販売機にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. エネルギー消費効率が1000kWh以下であること。</p> <p>イ. エネルギー消費効率達成率が120%以上であること。</p> <p>②紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあつては、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>③自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>④自動販売機本体は表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>⑤自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。</p> <p>⑥自動販売機本体に使用されている特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>⑦屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。</p> <p>⑧飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。</p> <p>⑨使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①自動販売機本体の年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。</p> <p>②屋外に設置される場合にあつては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。</p> <p>③カップ式飲料自動販売機にあつては、マイカップに対応可能であること。</p> <p>④真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。</p>

	<p>⑤自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって電動車等又は低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。</p> <p>⑥飲料容器の回収に当たってプラスチック製のごみ袋を使用する場合は、本基本方針「23. ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。</p> <p>⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--	--

備考)

- 1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を市が調達または庁舎内外等に設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。
 - ①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
 - ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
 - ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
 - ④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの
- 2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。
- 3 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した当該機器の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。
- 4 判断の基準①及び②については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものには適用しないものとする。
- 5 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準③において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等。
- 6 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
- 7 判断の基準⑥については、リユース部品には適用しないものとする。
- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 9 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
- 10 判断の基準⑧については、設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。
- 11 配慮事項⑤の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「12-1 自動車」を対象とする。
- 12 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

- ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
- イ. 設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
- ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表 1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式	
販売する飲料の種類	自動販売機の種類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機	$E=0.218V+401$	
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が 400mm 未満のもの）	$E=0.798V_a+414$	
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が 400mm 以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの	$E=0.482V_a+350$
		電子マネー対応装置のあるもの	$E=0.482V_a+500$
紙容器飲料	Aタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	$E=0.948V+373$
		ホットアンドコールド機（庫内が 2 室のもの）	$E=0.306V_b+954$
		ホットアンドコールド機（庫内が 3 室のもの）	$E=0.630V_b+1474$
	Bタイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	$E=0.477V+750$
ホットアンドコールド機		$E=0.401V_b+1261$	
カップ式飲料	—	$E=1020 [T \leq 1500]$ $E=0.293T+580 [T > 1500]$	

- 備考) 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
- 4 E、V、 V_a 、 V_b 及びTは、次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
V：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）
 V_a ：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
 V_b ：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
T：調整熱容量（湯タンク容量に 80 を乗じた数値、冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯氷量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値）（単位：kJ）
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成19年経済産業省告示第289号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース（省資源化）	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。	
リユース（再使用化）	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル（再資源化）	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の一貫化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

リスク分担表

種 類	内 容	リスク分担	
		協会	事業者
1 法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	協議による	
	上記以外の法令等の変更		○
2 税制等の変更	消費税及び地方消費税、法人税以外で本事業にかかる新税の成立などを除く		○
3 物価・金利の変動			○
4 需要の変動			○
5 事故発生	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	施設・設備の設置に関する瑕疵によるもの	○※1	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
6 施設・設備の 損傷	事業者の故意・過失によるもの		○
	施設・設備の設置に関する瑕疵によるもの	○※1	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
7 利用者対応	事業実施に関する事項		○
	施設・設備の設置に関する瑕疵によるもの	○※1	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
8 第三者対応		上記5・6・7 分類による	
9 事業の変更・ 休止・中止	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	協会の責めに帰すべき事由によるもの	○	
10 上記に定めるもののほか不可抗力（暴風・豪雨・洪水・地震・ 落盤・火災・争乱・暴動その他の市又は事業者のいずれの責めに も帰することのできない自然的又は人為的な現象）によるリスク		協議による※2	
11 業務の引き継ぎに関する費用（引き継ぎを受ける場合及び次期 事業者に引き継ぐ場合とも）			○

※1 事業者が善良なる管理者として注意義務を怠っていた場合は、事業者の責任となる。

※2 事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごと判断するが、第一次的責任は事業者が負うものとする。

事業者は被害が最小となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに協会に報告しなければならない。

令和5年度

(単位:本)

品目	Aゾーン			Bゾーン	Cゾーン	総合計
	飲料	アイスクリーム	合計	飲料	飲料	
	体育館・補助体育館 水のくに、 野球場西P7駐車場			ユニバー記念競技場 補助競技場 冒険のくに コスモスの丘	駅前広場 立体駐車場	
4月	5,787	316	6,103	5259	1,767	13,129
5月	4,892	370	5,262	4,094	1,383	10,739
6月	4,557	318	4,875	4,300	1,053	10,228
7月	8,989	349	9,338	3,217	2,907	15,462
8月	9,373	602	9,975	1,539	1,580	13,094
9月	7,021	290	7,311	1,613	1,757	10,681
10月	7,522	534	8,056	2,403	1,311	11,770
11月	6,057	377	6,434	2,488	1,102	10,024
12月	3,390	166	3,556	1,176	503	5,235
1月	5,049	132	5,181	1,150	467	6,798
2月	3,664	173	3,837	1,248	586	5,671
3月	5,298	212	5,510	3,147	1,276	9,933
合計	71,599	3,839	75,438	26,375	15,692	122,764

令和6年度(4月～11月)

品目	Aゾーン			Bゾーン	Cゾーン	総合計
	飲料	アイスクリーム	合計	飲料	飲料	
	体育館・補助体育館 水のくに、 野球場西P7駐車場			ユニバー記念競技場 補助競技場 冒険のくに コスモスの丘	駅前広場 立体駐車場	
4月	4,737	331	5,068	6,432	1,854	13,354
5月	3,019	228	3,247	1,527	2,485	7,259
6月	4,394	203	4,597	4,780	1,280	10,657
7月	11,143	374	11,517	4,136	3,937	19,590
8月	7,691	203	7,894	6,626	2,106	16,626
9月	8,136	374	8,510	2,629	2,174	13,313
10月	7,247	387	7,634	4,152	2,101	13,887
11月	5,052	333	5,385	2,987	1,114	9,486
合計	51,419	2,433	53,852	33,269	17,051	104,172

※令和6年5月8日から5月31日(24日間) KOBE2024世界パラ陸上選手権大会開催
自動販売機の一部がマスクング実施により販売停止。(Aゾーン5台、Bゾーン11台、Cゾーン1台)

令和 年 月 日

(公財)神戸市公園緑化協会
理事長 鍵本 敦 あて

住所
入札者 名称
代表者氏名 印
電話番号 ()
入札担当者
連絡先

神戸市・協会における実績 ()

神戸総合公園 (C) ゾーンにおける自動販売機による飲料販売業務委託事業者選定

入札参加申込書兼誓約書

(公財)神戸市公園緑化協会が実施する自動販売機による飲料販売業務委託事業者選定の入札に、参加資格、条件、内容等を確認のうえ、入札参加を申し込みます。

事業者として選定されても契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合などには一定期間入札参加者の資格を喪失することがあることを承知しております。

また、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者でないこと、また神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないこと、並びにこの申込書及び提出書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

また、上記の事実の確認のための警察等関係機関への照会にあたり、申請者の個人情報警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

提出書類

- ① 入札参加申込書兼誓約書(様式1)
- ② 印鑑証明書(提出日前3ヶ月以内に発行されたもの)
- ③ 登記事項証明書[履歴事項全部証明書](提出日前3ヶ月以内に発行されたもの)
- ④ 国税及び神戸市税の滞納がないことの証明書(提出日前3ヶ月以内に発行されたもの)
- ⑤ 委任状(代理人による入札及び契約手続きをする場合のみ。様式2)
- ⑥ 役員名簿(様式3)

以上

令和 年 月 日

(公財) 神戸市公園緑化協会
理事長 鍵本 敦 あて

住 所

委 任 者 名 称
(入札者)

代表者名

印

委 任 状

私は、下記の者をもって代理人と定め、「神戸総合運動公園（C）ゾーンにおける自動販売機による飲料販売業務委託事業者選定」のための入札への参加、委託契約の締結並びにこれらに付帯する一切の権限を委任します。

代理人（受任者）

代理人（受任者）		代理人届出印
郵便番号	〒	
住 所		
所 属 (役職名)		
氏 名		

※入札参加申込書兼誓約書のとおりに記載すること。

役員等名簿

名 称					
代 表 者					
住 所					
役 職 名		(フリガナ) 氏 名	性 別	生年月日	住 所
役 員 等				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
備 考					

※「役員等」欄には、役員及び実質的に経営に関与している者を記載してください。

※既存の役員名簿など、上記内容が確認できる書類を提出される場合には、「備考」欄に「〇〇のとおり」と記載し「役員等」欄の記載を省略しても構いません。

(様式4)

(公財)神戸市公園緑化協会 FAX 078-795-5544

(担当:戸澤)あて

神戸総合運動公園(C)ゾーンにおける自動販売機による飲料販売業務委託事業者選定

質 問 書

令和 年 月 日

質問者	(社名) (代表者)
連絡先	(住所) (電話) — — 内線
担当者名	(所属・役職) (氏名)
質問事項	

受付 令和7年1月31日(金) 17時まで

入 札 書

令和 年 月 日

(公財) 神戸市公園緑化協会
理事長 鍵本 敦 あて

住 所

法人名称

代表者名

印

※印鑑登録証明のとおりに記載してください。

次のとおり提示いたします。

1. 入札番号

番 号 (アルファベットで)

2. 入札金額 年額 (消費税抜額)

金 額	千万	百万	十万	万	千	百	+	-	円

(年額)

3. 担当者

所 属 _____

氏 名 _____

TEL () - FAX () -